

「地域介護・福祉空間整備計画」等の検討に当たっての主な視点について

1 市町村交付金について

(1) 市町村整備計画の策定

- 市町村は、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（基盤整備促進法）」に基づき、日常生活圏域を単位として、公的介護施設等の面的な配置構想を基に、今後3年以内に実施する基盤整備事業を明らかにした市町村整備計画を策定することができる。

【市町村整備計画に記載すべき事項】

市町村の名称

市町村整備計画の区域

公的介護施設等の整備に関する目標

市町村整備計画の期間

既存の社会資源の状況

の目標達成のために必要な基盤整備事業の内容（ の既存社会資源の活用の有無を含む。）

の基盤整備事業に係る事業費

給付適正化事業の実施状況

地域再生計画に係る評価結果

市町村整備計画の評価に関する事項 等

- 平成17年度においては、介護予防拠点の緊急整備を図る観点から、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ市町村整備計画を策定しても差し支えない。
- 市町村整備計画及びその基礎となる面的構想は、介護保険事業計画に定める次年度必要入所定員総数の範囲内とする等、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画等との整合性を図ることが必要。
- 市町村整備計画に定める事業が完了した時は、学識経験者等による委員会（介護保険事業計画作成委員会の活用又はその拡充などにより対応）による評価を行い、その結果を公表することが必要。

(2) 対象事業について

次の地域密着型サービス等の拠点

- 小規模多機能型居宅介護
 - 小規模（定員 29 人以下）の特別養護老人ホーム
 - 小規模（定員 29 人以下）の老人保健施設
 - 小規模（定員 29 人以下）の特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス
 - 認知症高齢者グループホーム
 - 認知症対応型デイサービス
 - 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
地域包括支援センター
生活支援ハウス（地域限定あり）
高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成 等

(3) 交付金について

- 1 つの日常生活圏域に係る市町村交付金の交付は、3 年に 1 回が限度。
ただし、介護予防拠点の整備事業のみを盛り込んだ市町村整備計画に係る市町村交付金については、この限りではない。
- 国に提出された市町村整備計画が多数にのぼった場合、1 市町村につき交付対象とする計画数を調整し、又は 1 計画当たりの交付上限額（1 億円）を調整することがある。

2 都道府県交付金について

(1) 施設生活環境改善計画の策定

- 都道府県(政令都市及び中核市を含む。)は、基盤整備促進法に基づき、毎年度、施設生活環境改善のための基盤整備を行うための施設生活環境改善計画を策定することができる。

【施設生活環境改善計画に記載すべき事項】

都道府県の名称

公的介護施設等における生活環境の改善に関する目標

の目標達成のために必要な事業に係る施設名、設置主体、開設地、整備区分、定員

介護保険事業計画に関し厚生労働省が示す参酌標準に基づき算定した圏域ごとの必要整備量及び既整備量

の事業に係る事業費

- 施設生活環境改善計画の策定に当たっては、介護保険事業（支援）計画に定める次年度必要入所定員総数の範囲内とする等、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健福祉計画との整合性を図ることが必要。

（２）対象事業について

介護関連

- 特別養護老人ホーム（定員３０人以上）及び併設される老人ショートステイ用居室
- 老人保健施設（定員３０人以上）
- 特定施設入所者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員３０人以上）
- 訪問看護ステーション
- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室

障害者関連（参考）

補装具製作施設，盲導犬訓練施設，点字図書館，聴覚障害者情報提供施設

（３）交付金について

- 各都道府県は、交付金の対象の範囲内において対象事業間の配分額を調整し、整備量を増やすことができる。

3 主な視点

（１）平成１７年度の本市の予定について

- 平成１７年度から交付金が始まるが、交付に必要な市町村整備計画、施設生活環境改善計画の国への提出期限が、それぞれ５月上旬、４月下旬となっている。
- 市町村整備計画及び施設生活環境改善計画は、介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画と整合性を保つことが必要であるが、両計画（京都市民長寿すこやかプラン）は平成１７年度中に見直すことになっている。
- 市町村整備計画については、計画期間は原則３年間であるが、本来であれば、十分な協議を経た見直し後の京都市民長寿すこやかプランの基盤整備量等を基に市町村整備計画を作成すべきところである。
今回については、単年度の計画期間でも可能とされている介護予防拠点のみを盛り込んだ市町村整備計画を作成する。
- 施設生活環境改善計画については、本市が平成１７年度に予算措置している特別養護老人ホーム等の整備事業を盛り込んだ内容で作成する。

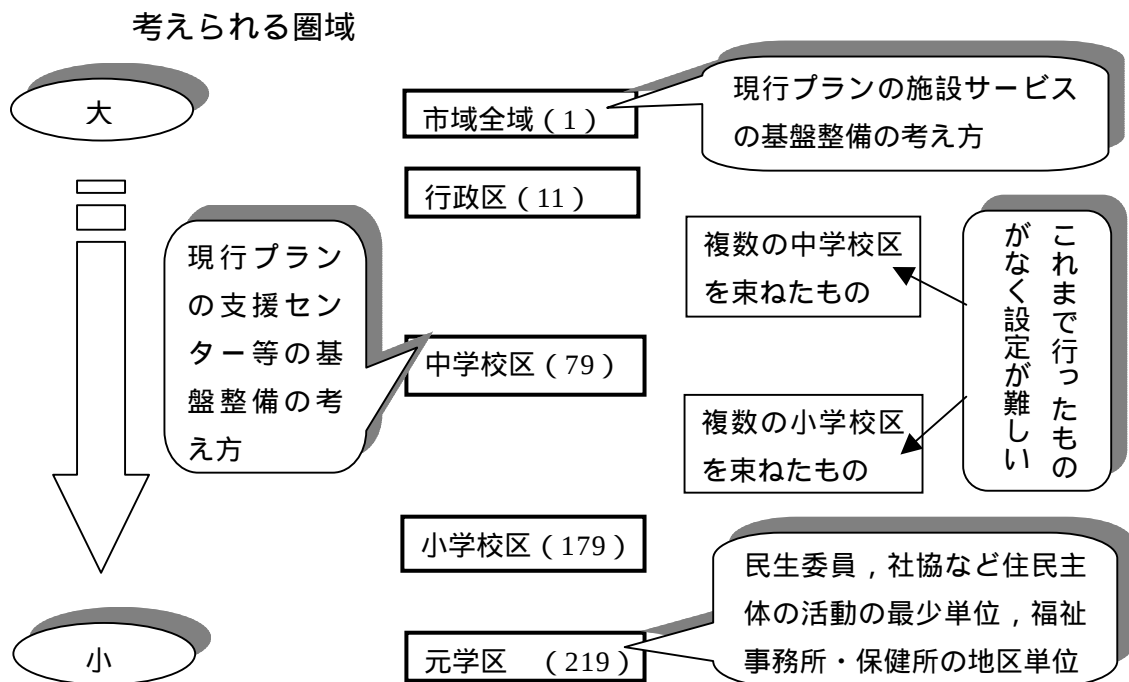
(2) 日常生活圏域の設定について

国の考え

- 市町村で日常生活圏域を定め、圏域ごとに、
 - ア．介護サービスの種類ごとに分析・評価し、
 - イ．必要なサービス量を見込み、
 - ウ．サービス量を確保するために必要なサービス基盤の「面的な配置構想」(市町村整備計画，施設生活環境改善計画)を策定し、
 - エ．サービス基盤の面的な整備を進める。

という考え。(6頁参照)

- 圏域の具体的な設定については、「それぞれの市町村において、面積や人口だけでなく、旧行政区，住民の生活形態，地域づくりの活動単位など，それぞれの地域の特性を踏まえた様々な方法が考えられる」として，市町村の判断に委ねられている。



検討に当たっての留意事項

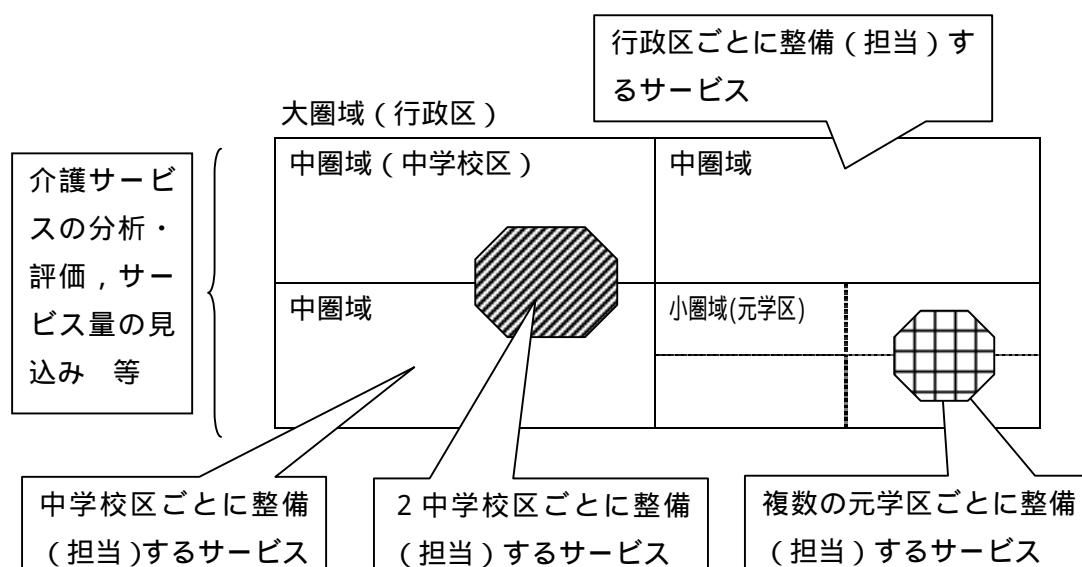
- 地理的条件
- 人口
- 交通事業その他の社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況 等

- これまでの基盤整備の考え方
- これまでの「住民主体の活動単位」や「保健福祉行政」の地区単位

- 分析等のためのデータの捕捉
- 各サービス拠点の配置の考え方（市町村交付金の限度額） 等

イメージ

- 圏域を１種類だけでなく，例えば，次のような重層的な圏域の設定も考えられる。



（３）各サービスの基盤整備の考え方（整備する地域の範囲）

< 参考 >

サービス種別	現プランでの考え方
特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，ケアハウス	市全域（地域的なバランスは考慮）
小規模特養	-
小規模老健	-
小規模特定施設（ケアハウス）	-
認知症高齢者グループホーム	行政区
デイサービスセンター	おおむね中学校区
地域型在宅介護支援センター	おおむね中学校区
基幹型在宅介護支援センター	区役所・支所
地域包括支援センター	-
小規模多機能型居宅介護事業	-
認知症対応型デイサービス	-
介護予防拠点	-
夜間対応型訪問介護	-

市町村整備計画及び都道府県整備計画のイメージ

今後3年以内にA日常生活圏域で整備すべきサービス基盤に関する

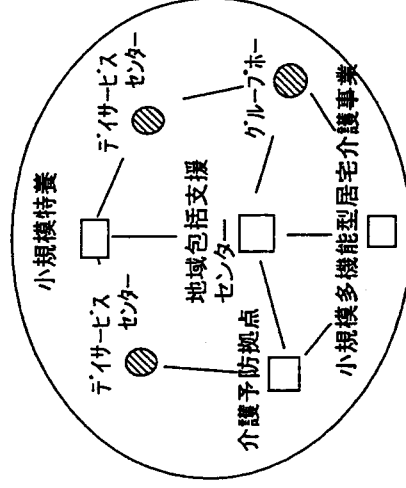
「市町村整備計画」

- 小規模多機能型居宅介護事業
- 小規模特養
- 小規模老健
- 小規模特定施設(ケアハウス)
- 認知症高齢者グループホーム
- 認知症対応型デイサービス
- 夜間対応型訪問介護事業
- 介護予防拠点
- 地域包括支援センター
- 生活支援ハウス
- 高齢者の在宅生活を支えるための基盤形成

左のサービス見込量を確保するため
に必要なサービス基盤の

「面的な配置構想」

○訪問介護	回
○通所介護	回
：	：
：	：
○特別養護老人ホーム	人
○介護老人保健施設	人
：	：



●は既存施設
→ □のサービスが不足

毎年度策定する広域的な介護サービス基盤に関する

「都道府県整備計画」

- 特養
- 老健
- 特定施設(ケアハウス)
- 訪問看護ステーション
- 養護老人ホーム及び併設される老人ショートステイ用居室
- 補装具製作施設
- 盲導犬訓練施設
- 点字図書館
- 聴覚障害者情報提供施設

広域的な介護サービス基盤